

生活の心得

この心得は、本校の生徒が意義ある高校生活を送るために、構内外における生活の基準を簡潔に示したものです。一人ひとりが豊かな高校生活を目指し、生徒としての自覚と責任を持ち、自らを律し人格の陶冶に努めてください。

1 礼儀について

- (1) 校内外を問わず礼儀正しく、節度ある生活をする事。
- (2) 品位のない言葉づかいや行動は慎む事。
- (3) 男女の交際は、お互いの人格を尊重し、常に健康で明朗なものにすること。

2 学習について

学習には、自ら目的意識を持ち、常に計画的・意欲的に取り組み、学力の向上に努めること。

3 校内生活について

- (1) 授業には、常に意欲的・積極的な態度で臨み、予習・復習の習慣を身につけること。
- (2) ホームルーム活動や学校行事、部活動には、積極的に参加すること。
- (3) 服装の規程にある制服を着用すること。
- (4) 理由のない欠席・遅刻・早退はしないこと。
- (5) 欠席・遅刻の場合は、始業前に保護者を通じて連絡すること。
- (6) 持ち物には、氏名を記入し自分で保管すること。
- (7) 学習に必要なものは、学校に持ち込まないこと。
- (8) 公共物は大切に扱い、破損したときは速やかに届け出ること。
- (9) 校内の飲食マナーを守ること。

4 校外生活について

- (1) 放課後は、速やかに帰宅すること。

- (2) 外出先は必ず家庭に連絡し、午後10時までには帰宅すること。
- (3) 外泊はしないこと。やむを得ない場合は、必ず保護者の承諾を得ること。
- (4) パチンコ・マージャンなど、高校生にふさわしくない遊技場には立ち入らないこと。
- (5) アルバイトは学校に届け出ること。
- (6) 下宿をする場合は学校に届け出るとともに、規律ある生活を心がけること。
- (7) 列車・バスを利用する際には、他人に迷惑をかけることがないようにマナーを守ること。

5 健康と安全について

- (1) 自ら進んで健康管理に努め、常に規則正しい生活習慣を身につけること。
- (2) 人命尊重の精神に立ち、常に交通ルールを遵守し、交通事故の防止に努めること。
- (3) 普通自動車運転免許を取得するために、自動車学校等に通学を希望する場合は、別に定めた規程に従い学校の許可を得ること。
- (4) 家族以外の運転する車に同乗しないこと。
- (5) 自転車を使用する場合は、安全のため、ヘルメットの着用を心がけること。

6 その他

- (1) 校則の見直しについて生徒の話し合いにより検討した内容は、生徒総会等による提案を受けて教職員で審議し、改訂の是非を判断する。
- (2) 本校の校則に関わる地域の方々の意見については、PTA、学校運営協議会委員等から意見があった際には、その内容を教職員で審議し、改訂の是非を判断する。
- (3) 本校の校則に関わる意見については、下記の連絡先をお願いします。

北海道池田高等学校（教頭）

住所：中川郡池田町清見ヶ丘13番地

電話番号：015-572-2663

ファクス：015-572-1155

Eメール：ikedaz4@hokkaido-c.ed.jp

服装に関する規程

1. 制服について

- (1) 制服は、図1のとおり本校指定のものとし、常に清楚で端正であるように心がけ、勝手に改造しないこと。
- (2) 制服は、学校が指定する販売店から購入すること。
- (3) 女子のスカート・スラックスについては通年どちらの着用も認める。
- (4) 学校指定のニットベスト・カーディガンは通年の着用を認める。
- (5) 夏季（学校が定めた期間）については、男女ともブレザー・ネクタイの着用を略することができる。また、指定ポロシャツの着用も認める。

図1

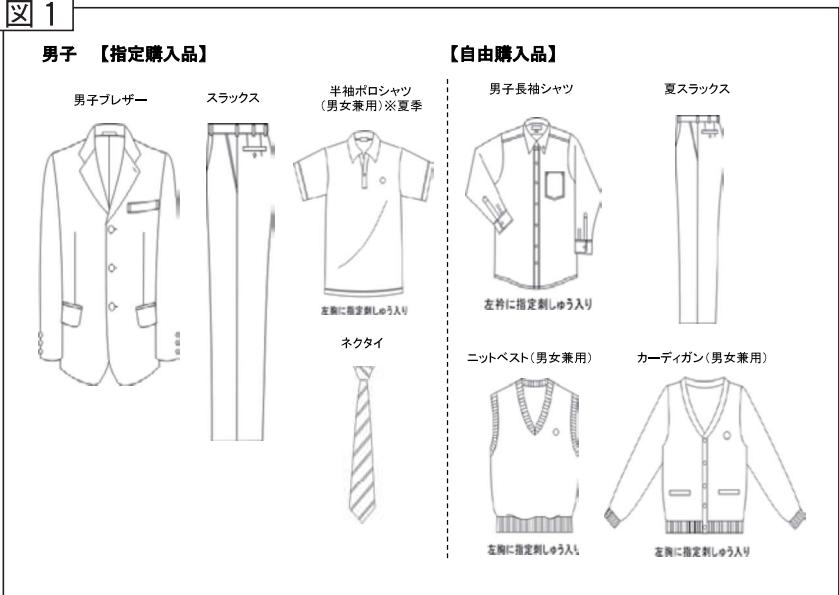




図 2



市販されているシャツのデザイン例

〈着用されるカッターシャツについて〉

- ・色はホワイトとする。
- ・ワンポイントマークなどついていない無地のものとする。
- ・衿の形状はレギュラーな角衿とし、ボタンダウン等でないものとする。
- ・半袖も同様とする。

2. 略装・異装について

- (1) 制服を着用できない場合は、届け出て許可を得ること。
- (2) 異装は、学校指定ジャージとする。

3. 休みの日に登校する場合の服装について

- (1) 休みの日に登校する場合は、制服を着用すること。
- (2) 部活動のために登校する場合は、ジャージなどを着用してもよい。

4. その他

- (1) 上靴は、学年指定のものを使用する。
- (2) みだしなみは、常に清楚であるように心がける。
- (3) 頭髪の加工、アクセサリ等は禁止する
- (4) その他、別に定める規定に従うこと

この規定は、令和3年4月1日から施行する